



第3章

計画の基本的な方向





第3章 計画の基本的な方向

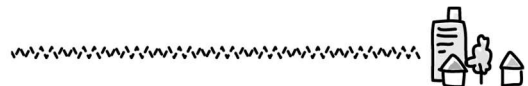
1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、基本理念では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、関係機関が各々の役割を果たすとともに相互に協力することを掲げています。

子どもの健やかな成長、保護者が安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、関係機関がこれまでの取組を継続し、更なる充実策を講じていく必要があることから、第2期能代市子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、第1期計画を踏襲し、「子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまち のしろ」としました。

基本理念

子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまち のしろ





2 計画の基本的な考え方

本計画は、第1期計画を踏襲し、次の4つの基本的な考え方により、施策を展開していきます。

<子どもの視点にたった施策を展開すること>

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、子どもの視点にたって、必要な施策を検討し、展開していきます。

<子育て家庭の視点にたった施策を展開すること>

子育て中の家庭の環境は、保護者の就労状況などにより様々です。このような中で、子育て家庭が“子育て”を負担と感じるのではなく、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を展開していきます。

<地域で子育て支援を展開すること>

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるために、地域全体で保護者の子育てを支援することで子どものより良い育ちを実現していきます。

<妊娠・出産期からの切れ目のない施策を展開すること>

「能代で出産し、子育てができてよかった」と言ってもらえるような、妊娠期から切れ目のないきめ細やかな施策を展開していきます。





3 計画の基本施策

本計画の基本理念を実現するため、次の基本施策を掲げ総合的な子育て支援策の展開を図ります。

(1) 地域における子育ての支援

全ての子どもと子育て家庭が、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるように、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子どもの健やかな育ちに対する支援

家庭・地域・行政・関係機関が一体となって、幼児期から学童期における、子どもが健やかに育つための支援を行います。

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策

子育て世代包括支援センターを中心とし、各種母子保健事業の実施、相談体制の構築、関係機関との連携を図り、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

「働き方の見直し」と「仕事と子育ての両立」の観点から、企業における子育て支援が推進されるよう取り組みます。また男女ともに仕事と子育てを両立できる環境を整備します。

(5) 保護を要する子どもへの対応等の取組の推進

社会問題となっている児童虐待について、関係機関との連携や相談体制を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を図ります。



4 施策の体系図

＜基本的な考え方＞
 ◎子どもの視点にたった施策を展開すること
 ◎子育て家庭の視点にたった施策を展開すること
 ◎地域で子育て支援を展開すること
 ◎妊娠・出産期からの切れ目のない施策を展開すること

基本的な考え方をもとに施策を展開します。

＜基本理念＞

＜基本施策＞

＜施策＞

